



日医発第 882 号（保険）
令和 5 年 8 月 14 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
細川 秀一
(公印省略)

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による被災に伴う
労災診療費等の請求の取扱いについて

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて、厚生労働省労働基準局補償課長より示されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、今回の被災により診療録等が滅失又は破損した場合、通常の手続による請求を行う方法のほか、特例による請求を選択することが可能となります。

特例による請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、添付資料内の別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和 5 年 7 月診療分）」に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長にご提出いただくこととなります。特例請求額の算出方法等につきましては添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上、詳細につきましては添付資料をご確認ください。

<添付資料>

- ・令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による被災に伴う労災診療費等の請求の取扱いについて
(令 5.8.3 基発 0803 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基補発 0803 第 1 号
令和 5 年 8 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による被災に伴う
労災診療費等の請求の取扱いについて

甚大な自然災害が発生した場合の労災診療費等の請求の取扱いについては、令和 2 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号（一部改正：令和 2 年 8 月 31 日付け基発 0831 第 2 号）「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について」により、医療機関等における被災状況を勘案して必要と認められる場合、本省労働基準局補償課長からその措置について別途指示することとなっている。

今般、令和 5 年 7 月 7 日からの大雨（以下「7 月大雨」という。）による被災に関する労災診療費等の請求の事務について、大雨に伴う被災により診療録等が滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関等に対し、下記のとおり特例措置を講ずることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 令和 5 年 7 月診療分に係る労災診療費等の請求について

今回の 7 月大雨による被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）に係る労災診療費等の請求の対応として、災害救助法適用日以前の診療等分については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：令和 4 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 34 号）「労災診療費算定基準について」の定めにかかわらず、下記 2 による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとする。

この場合にあつて、災害救助法適用日の翌日以降の診療等分については、原則として通常の手続による請求を行うこと。ただし、災害救助法適用日の翌日以降に診療を行ったものについて、当該指定医療機関等の状況に鑑み通常の手続による請求を行うことが困難な

場合には、同月1か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

上記以外の場合については、下記3により労災診療費等の請求を行うものとする。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出させること。この中で、当該指定医療機関等の令和5年7月の入院、外来別の診療実日数を記入させること。

なお、届け出の期限については災害状況を踏まえ適宜対応されたい。

(2) 特例請求額の算出方法

原則として、令和5年4月診療等分から令和5年6月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなる。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\frac{\text{令和5年4月～令和5年6月
入院分労災診療費等支払額}}{\text{91日}} \quad \times \quad \text{令和5年7月の
入院診療実日数（※）}$$

② 外来分

$$\frac{\text{令和5年4月～令和5年6月
外来分労災診療費等支払額}}{\text{74日}} \quad \times \quad \text{令和5年7月の
外来診療実日数（※）}$$

(※) 災害救助法適用日の翌日以降の診療等分について通常の手続きによる請求を行う指定医療機関等については、災害救助法適用日までの診療等日数

- (3) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって令和5年7月診療分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

令和5年7月診療分（8月提出分）に係る診療費請求書等の提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

4 その他

(1) 特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。

(2) 本件取扱いについては、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和5年7月診療分）

令和5年8月3日付け基補発0803第1号「令和5年7月7日からの大雨による被災に伴う労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の令和5年4月から令和5年6月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

令和5年__月__日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号_____

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (—)

住所(所在地)

名 称 _____

責任者氏名 _____

電話番号 (— —)

____労働局長 殿

令和5年7月の診療実日数

※災害救助法適用日の翌日以降の診療等分について通常の手続きによる請求を行う指定医療機関等については、災害救助法適用日までの診療等日数

【入院・外来別診療実日数】

(外来診療実日数)

7月分____日間

(入院診療実日数)

7月分____日間